

平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号
改正に関する特許権等の取扱いに係る声明書

2025 年 10 月 10 日

ビーエルテック株式会社
代表取締役社長 福士 真

当社は、平成十五年 厚生労働省告示第二百六十一号に係る改正に関連して、当社が保有または管理する特許権（以下総称して「当社特許権等」という。）の日本国内における取扱いについて、下記のとおり、表明します。

第 1 条（該当する厚生労働省告示）

告示番号：平成十五年 厚生労働省告示第二百六十一号

告示名称：水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法

第 2 条（特許権等の取扱い）

次に掲げる当社特許権等に関する取扱いは次のとおりです。日本国内以外の国及び地域についてはこの限りではありません。

当社は、本声明書の内容を変更しません。

特許権等の種類	公開番号／特許番号	発明の名称	出願人／権利者
特許権	国際公開 2021/153442／特許 第 6903366 号	流れ分析方法、流 れ分析装置	ビーエルテック(株)／ ビーエルテック(株)
特許権	国際公開 2021/205953／特許 第 6947463 号	流れ分析装置及び 流れ分析方法	ビーエルテック(株)／ ビーエルテック(株)
特許権	国際公開 2023/209956／特許 第 7368027 号	流れ分析装置およ び流れ分析法	ビーエルテック(株)／ ビーエルテック(株)

当社は、前条に定める告示（以下「当該告知」という。）に基づいて実施される分析方法等の使用に際し、分析装置の製造・販売または分析方法の使用等、当該告示に関連する当社特許権等に係る発明を実施する者に対し、その実施する者が下記「許諾要件」を遵守する場合に限り、当社と合意したものとして、非差別的かつ無償で通常実施権を許諾する。

ただし、当該告示に関連する特許等を有する当社以外の他の権利者であって、非差別的かつ無償又は非差別的かつ合理的な条件で自らの特許権等の通常実施権を許諾しない者に対しては、当社特許権等に基づく通常実施権を許諾しない。

なお、当該告示に関連する特許等を有する当社以外の他の権利者が、上記分析装置の製造・販売または分析方法の使用等のために当該他の権利者の特許発明等を実施する者に対し、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等する場合、当社は、当該他の権利者等に対しては、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等する。

【許諾要件】

当該告示に関連する当社特許権等に係る発明を実施する場合において、当該実施者が第三者に対し、有償・無償を問わず、特許発明品である分析装置等を譲渡等する際には、当該第三者との間で「当該告示に定める目的以外には使用しない」旨を含む契約を締結すること。

第3条（特許権等の移転時の取扱い）

当社は、当社特許権等を移転する場合においても、前条に定める取扱いが将来のすべての権利承継者を拘束するよう、当社が当社特許権等を移転する際には、次の各号の措置を講じます。

- 1 当社からの権利承継者が本声明書に拘束されることを確実にする規定を、当該権利承継者との移転書類に盛り込む。
- 2 将来さらに移転が生じ得る場合にも、すべての権利承継者が本声明書に拘束されるよう、当社からの権利承継者との移転書類に必要な規定を併せて定める。

（本件に関する連絡先）

ビーエルテック株式会社 業務部 木村育朗

住所：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-15 マツモトビル4F

電話：03-5847-0252

Email：kimura@bl-tec.co.jp